

協定・協約改訂交渉3

安全を担保する睡眠時間の確保

ダイヤ改正のたびに減少する睡眠時間

「2023年度労働協約改訂及び労働条件改善に関する申し入れ」では乗務員の切実な要求としての睡眠時間の確保についての要求が多くあります。

勤務関係についての申し入れ

- ・ バス・トラック業界は乗務員の睡眠不足を抱えたままの勤務を無くすため、国土交通省から指導されている。鉄道業についても睡眠不足での勤務は安全の確保が困難と認識する。会社は、睡眠時間について概ね5時間を目安としているが、これは、列車到着から発車時刻までであり、実質、睡眠時間は4時間を切っている。労働外時間を最低6時間以上確保すること。
- ・ 乗務報告書(スマホアプリによる場合も含む)、時系列報告書等の作成は22時以降、行わないこと。
- ・ 乗務員の休養時間を確保するために、休養室のシーツ交換は、業者が行うこと。

睡眠時間は安全にかかわる問題だ

バス・トラック業界では睡眠不足による大きな事故が多く発生し国土交通省は睡眠に対して指導を行っています。私たちにとっても睡眠時間は安全問題に直結します。職場では睡眠管理として家で寝ている時間を入力し管理しています。

一方、勤務中の睡眠確保に関しては会社は気にもしていません。着発で5時間を目安にするということは、到着後の入換時間・徒歩時間・点呼時間は含まれません。さらには点呼後に入浴の時間、着替え、ベッドメイキングの時間もあります。朝起きればシーツの片付け、着替え、生理現象など点呼時間より30分以上前に起床しなければなりません。点呼後は徒歩時間、出区点検の時間、入換する時間、発車待ちの時間なども含まれません。その他身支度などしていると、発着5時間は実質4時間を切るようになっています。

3時間何分しか寝られない中で、12時近くまで乗務が続く行路が多くあります。しかも休憩がほとんど入らないまま乗務が続く場合もあります。これで意識をしっかりと持てば事故はおきないでは、あまりにも無理があります。

本当に安全の確保を目指しているのでしょうか疑問です。

要求実現に向け現場から声を上げよう！